

○茨城県警察署協議会規則

平成13年5月7日
公安委員会規則第5号

[沿革] 平成14年9月公安委員会規則第8号、16年10月第8号、17年1月第1号、5月第8号、7月第10号、9月第11号、12月第14号、19年3月第2号、27年2月第3号、4月第7号、29年3月第6号、5月第9号改正

茨城県警察署協議会規則を次のように定める。
茨城県警察署協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、**警察法**（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに茨城県警察署協議会条例（平成13年茨城県条例第31号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数、議事の手続その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第3条 協議会の委員の委嘱は、委嘱状（様式第1号）を交付して行うものとする。

(委員の解嘱)

第4条 条例第3条第4項の解嘱は、解嘱書（様式第2号）により行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が、警察署長（以下「署長」という。）と協議の上、招集する。ただし、協議会の設置後最初に開かれる会議は、署長が招集する。

2 署長は、必要があると認めるときは、会長に対して、協議会の会議の招集を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、各協議会の運営に関し必要な事項は、各協議会が定める。

付 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 （平成14年9月26日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 （平成16年10月7日公安委員会規則第8号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔略〕
- (2) 第1条の規定〔中略〕 平成16年11月1日
- (3) 〔略〕

附 則 （平成17年1月13日公安委員会規則第1号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1)・(2) 〔略〕
- (3) 第1条中茨城県警察署協議会規則別表の改正規定（「江戸崎警察署協議会」を「稲敷警察署協議会」に改める部分に限る。）〔中略〕 平成17年3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 （平成17年5月19日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月28日公安委員会規則第10号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔略〕
- (2) 第1条〔中略〕の規定 平成17年9月2日
- (3)～(5) 〔略〕

附 則 （平成17年9月1日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成17年9月12日から施行する。ただし、別表の改正規定中「真壁警察署協議会」を「桜川警察署協議会」に改める部分は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成17年12月8日公安委員会規則第14号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条〔中略〕の規定 平成18年1月1日
- (2)・(3) 〔略〕
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月27日

附 則 （平成19年3月15日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 （平成27年2月26日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（茨城県警察署協議会規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定にかかわらず、改正後のひたちなか警察署協議会の項及び合計の項の委員の定数は、平成27年5月31日までの間は、それぞれ15及び222とする。

第3条 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前のひたちなか東警察署協議会及びひたちなか西警察署協議会の委員に委嘱された者は、同条の規定による改正後のひたちなか警察署協議会の委員に委嘱された者とみなす。

附 則 （平成27年4月30日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月23日公安委員会規則第6号）
（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（茨城県警察署協議会規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第4条の規定にかかわらず、平成29年5月31日までの間は、改正後の鹿嶋警察署協議会及び神栖警察署協議会の項の委員の定数は、それぞれ10とし、合計の項の委員の定数は、230とする。

第3条 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の鹿嶋警察署協議会の委員に委嘱された者は、平成29年5月31日までの間は、同条の規定による改正後の神栖警察署協議会の委員を兼ねるものとする。

附 則 （平成29年5月8日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成29年6月1日から施行する。

< 別表、様式略 >